

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

引き分け再試合の決勝戦。4対1で迎えた9回表に2ランを浴び、ノーアウトで1点差にされます。その年の春に新しいフォームに変更した右腕は、準決勝でようやく手応えを掴みました。最後のバッテリー田中将大を三振に仕留めます。人生のピークを迎えたのがその日かどうかは分かりませんが、「人生そんなに甘くない」と思い、肩を壊しても投げ込みをやめなかったのは、結果を出すことにこだわったからです。

何かを持っていると言われ続けて確信を得た斎藤佑樹の引退の言葉、「それは仲間です」。大切なものは目に見えません。

私の書棚より

○なにが勝ちかは誰にもわからないからこそ、なにか一度決めたら、なにものにも振り回されることなく自信を持って堂々と進んでいけばいいのです。

○まわりにいる誰かが正解を知っているのではなく、ましてや自分が属する社会が正しい方向へ進んでいるかも定かではありません。そんなときこそ、自分の頭で考え、判断し、行動できる「協調し過ぎない」姿勢が大切になるでしょう。

「脳を整える」

中野信子著 プレジデント社

税務アンテナ

□非常勤役員が、役員会に出席するために必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される交通費で、社会通念上、合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その出席のために直接必要であると認められる部分に限り、課税しなくても差し支えありません。

また、交通費とは別に支給される日当については、原則として給与として取り扱われることになり、従たる給与に該当すれば、源泉徴収することになります。

ただし、旅費日当規程があり、支給額に適正なバランスがあり、役員会に出席するための諸費用の実費弁償と認められれば、非課税となるケースもあります。

□修繕費とは、固定資産の修理、改良のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につき、その原状を回復するために要したと認められる部分の金額をいいます。

このため、修繕費の判定については、それがリース物件や耐用年数が過ぎた固定資産であっても、通常の維持管理や原状回復のために支出した金額は修繕費として処理できます。

また、資本的支出か修繕費か明らかでない場合には、その金額が60万円に満たなければ修繕費として処理できます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
28日	○12月決算法人の確定申告 ○3年6月決算法人の中間申告(予定申告) ○3年2月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

28日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『伸びるときは必ず抵抗がある』 by 本田宗一郎